

○平成十三年総務省告示第四百七十九号（無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない基幹放送局を定める件）(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数を使用するテレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局であつて、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をする必要の</p>	<p>一 基幹放送用周波数使用計画（昭和六十二年郵政省告示第六百六十一号）第6に掲げるテレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））に使用する周波数を確保するために周波数の変更をする必要のある基幹放送局であつて、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局（同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））又は当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局に限る。）に限る。）。</p> <p>二 基幹放送用周波数使用計画第一の5のテレビジョン放送以外の用途で使用するための周波数を確保するために周波数の変更をする必要のある基幹放送局であつて、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局（テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。以下同じ。））を行う基幹放送局に限る。）</p> <p>三 四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数を使用するテレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局であつて、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をす</p>

ある基幹放送局であり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局

る必要のある基幹放送局であり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する基幹放送局